

【重要】中継センターへのごみ受入停止のお願い

中継センターでは下記の日程でごみ計量器の法定検査（2年に1回）を実施するため、ごみの受入業務を一時停止させていただきます。

受入停止期間

令和8年6月15日（月曜日）午前10時から正午まで
（検査終了次第、ごみの受入業務を再開します。）

※お願い※

お急ぎの方は、霞台厚生施設組合クリーンセンターみらい（小美玉市高崎1824-2）をご利用ください。

ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

問合わせ先

霞台厚生施設組合 中継センター

TEL：0299-48-1571